

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第572号 平成25年7月5日

保護責任者遺棄

群馬県大泉町のアパートで今年の2月、3歳の女児が死亡した事件で、群馬県警は、当時14歳で中学2年生だった姉（長女）を「保護責任者遺棄致死」容疑で前橋地検に書類送検したとの報道がありました（7月3日付朝日新聞他）。

警察によると、この長女は2月9日に母親がフィリピンに帰国する際、次女の手話を頼まれたけれど適切な手段をとらず、同月18日ごろ、自宅で餓死させた疑いがあるとしています。

母親（37歳）はフィリピンに帰国する際、自宅に現金約1万円とカップ麺などを残していたそうですが、長女は現金を自分の飲食や遊ぶ金などに使い、次女への食事を満足に与えていなかったといい、長女は、「私がもうちょっと面倒をみていればよかった」と話しているといいます。

今回の事件では、栄養摂取不足で発育不良状態の次女の手話を長女に任せてフィリピンに帰国した母親が、3歳の娘を飢餓により死亡させたとして、「保護責任者遺棄致死罪」で起訴されていますが、長女についても、同様に「保護責任者遺棄致死罪」で書類送検したというものです。

「保護責任者遺棄」というのは、保護責任者が、幼児等を「置き去り・無作為」等で保護を与えない事等をいいますので、3歳の幼児を面倒みる事無く放置し、死亡させた事実を照らせば、警察の取った措置は、大変異例な事とはいえ、止むを得ないのかも知れません。

ただ私には、今回の事件の詳細が分かりませんので無責任な事はいえないのですが、それでも、14歳の女の子に「保護責任者遺棄致死罪」のレッテルを貼るといふのは、余りにも過酷ではないかと思えます。

勿論、世間には「中学生にもなれば、3歳の子を放置すればどうなるか位分かる筈なのに遊び歩いていたのは問題。」とか、「自分も小学生の頃親代わりで炊事洗濯をしていた。中学生なのに何もしないのは問題」等、長女に対する厳しい意見も少なくありません。

しかしながら、幾ら母親から妹の面倒を見るよう頼まれていたからといって、保護責任者としての責任を彼女に負わせる事は、私にはできません。むしろ、母親から1万円を握らされ、取り残されてしまった彼女が、3歳の妹を前に、途方に暮れ、

立ち竦んでいる姿が目に見えかかって来ます。

長女が感じたであろう不安や憤り、そして何よりも深い絶望は、想像を絶するものがあるのではないのでしょうか。

「困っていたなら、周りの人に相談すれば良かったのに」という人は、孤独死が後を絶たない現実を目を塞いでいるのだと思います。孤立している人のその孤立感の深さを、もう少し思いやるべきです。

彼女は、「妹の死」に対してどれ程のリアリティを持っていたかは分かりません。しかし、彼女を責めるだけでは、中学2年という少女が負わされた心の深い闇に光を射してやることは出来ないのではないのでしょうか。（塾頭：吉田 洋一）